

資料4

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と 水域 PEC・予測ばく露量との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC・予測ばく露量の関係

評価対象農薬に係る、生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）・予測ばく露量との関係は、次のとおり。（詳細は、資料3参照。）

（A）水域基準値案と水域 PEC の関係

（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
キノフメリン	120	0.56			0.011	

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 （案）	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
イソチアニル	71 (97)	4.5 (同上)			0.0000091 (－)	

※：括弧内は前回審議での値

（B）鳥類基準値案と鳥類予測ばく露量との関係

（基準値設定剤）

農薬名	基準値 （案） (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/day・kg 体重)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
キノフメリン	140	0.018	0.062	対象外※	0.0059	0.0020

（再評価対象剤）

農薬名	基準値 （案） (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/day・kg 体重)				
		水稻単一食	果実単一食	種子単一食	昆虫単一食	田面水
イソチアニル	150	0.062	対象外※	0.60	対象外※	0.011

※ばく露しないと想定されるため、算定の対象外

(C) 野生ハナバチ類基準値案と野生ハナバチ類予測ばく露量の関係
(基準値設定剤)

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
キノフメリン	成虫単回接触毒性	3.9	0.044	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫単回経口毒性	12	0.51	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫反復経口毒性	—※		$\mu\text{g}/\text{bee}/\text{day}$
	幼虫経口毒性	4.4	0.42	$\mu\text{g}/\text{bee}$

※経口予測ばく露量が成虫単回経口基準値の 1/10 を超えないため、評価対象外

(再評価対象剤)

農薬名	毒性試験	基準値 (案)	野生ハナバチ類 予測ばく露量	単位
イソチアニル	成虫単回接触毒性	—※	—	$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫単回経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$
	成虫反復経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}/\text{day}$
	幼虫経口毒性			$\mu\text{g}/\text{bee}$

※本剤の作用機作及び成虫単回接触毒性試験等の結果から 1 巡目の再評価では設定しない。

2. 今後の対応

(1) 基準値設定剤について

水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できたキノフメリンについては、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

(2) 再評価対象剤

イソチアニルについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

参考：モニタリングの状況

イソチアニルについては、これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、水道統計、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。